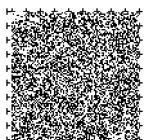


# 柴田委員提出資料



第8期東京都障害者施策推進協議会第2回専門部会  
地域生活への移行と障害児支援についての意見

柴田洋弥

【地域移行について】

1. 入所施設からの地域移行の際、移行先が本人にあっていないことを確認する仕組みが必要である。

行動面に課題のある障害児者が入所施設から他の生活拠点に移行した際に、最初のうちはさほどの問題は無かったのにしばらくたって本人の状態が悪い方向に向かい、最終的に移行先での生活を継続することが困難になることがあると聞く。施設での生活が長く続いた障害児者にとって、生活の場を変えるということは大きなリスクを伴うことであり、短期間の体験入所や生活訓練だけでその場への適性を判断すること出来なが、現状では見切り発車となることが多い。

支援度の高い障害児者が十分な体験ができ移行先も本人の普段の姿が見極めることができるような制度の確立のために、国に働きかけるとともに、都として独自の加算制度を検討する必要がある。

また、障害児入所施設から成人入所施設に移行せざるを得ない場合もあるが、その場合にも、移行先が本人にあっていないことをしっかり確認することができるように、同様の仕組みが必要である。

2. 地域移行のためには、支援度の高い人が地域で暮らすことができるように地域生活支援を改革することが不可欠である。

そのためには、前回の専門部会への意見書で述べたように、次の施策が必要である。

1) 支援区分の高い人を支援できるグループホーム体制を整備する必要がある。

- ・深夜の介護や見守りのための夜勤体制を組めるように配置基準を増やす。
- ・グループホームの人件費への抜本的な助成。
- ・バリアフリーや広い空間のために建築・改築の費用がかさむため、都の補助金を抜本的に見直す。

・借家の場合は部屋代が高くなるため、部屋代助成を加算する。

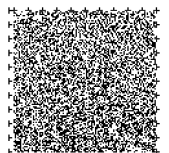
・土日の日中支援加算や、移動支援を使いやすくする。

2) ショートステイを抜本的に見直す必要がある。

- ・グループホームとほぼ同様の対策が必要。

3) 移動支援についてヘルパー不足解消のために、区市町村への都の支援策が必要である。

- ・都が区市町村に対して費用の助成を行うなど、都としての支援策を講じる必要がある。



## 【障害児支援について】

### 1. 放課後等デイサービスの質の向上を図る必要がある。

放課後等デイサービス事業所が急増しているが、その質は様々である。今年度より職員の資格要件の見直しやガイドラインの見直しがあったものの、内容は事業所の裁量に任せられている部分がある。各事業所に対するチェック・指導が必要である。

### 2. 不登校から長期引きこもりにならないための施策が必要である。

自閉症・発達障害の児童・生徒が、不登校から長期のひきこもりに至るケースは少なくない。現在、東京都では、青少年治安対策本部で「ひきこもりサポートネット」「東京都若者社会参加応援事業」等が行われているが、福祉保健局、教育庁との連携が不十分である。

子ども・若者支援協議会に専門部会を設けるなどし、発達障害を背景にした不登校について、定期的に協議できる場をつくる必要がある。

また、放課後等デイ、通信制サポート校、フリースクールなど、不登校支援を行う機関・団体にソーシャルワーカー等を派遣する必要がある。

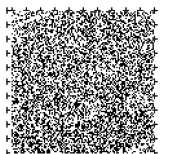
(前回意見書と同じ)

### 3. 特別支援教育推進計画（第二期）について

東京都自閉症協会は、「一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」という表現は優生思想につながると考え、パブリックコメントを提出した。結果、「ここでは、障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現している」という文章が加筆された。しかしさらなる違和感をもつ。

人権保障の基本は「人は生きているだけで誰もがかけがえのない価値を持っている」という考え方であり、それは他人から「育成」されるものではない。また、個人のために国家（社会）があるのであって、国家（社会）のために個人があるのではない。特別支援教育の推進も、本来なら、この原則に基づいて策定されるべき。

教育現場においてもっともベースにあらねばならない「基本的人権」の考え方が尊重されていないことが、さまざまな軋轢や摩擦を生んでいる。



#### 4. 「学校生活支援シート」「個別指導計画」の引き継ぎについて

「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」「個別指導計画」が通常の学級においてもやっと認知されるようになったのは喜ばしいが、本来の「本人を主体とする幼児から成人までの一貫した支援」という視点ではなく、学校にとっての直近課題を解決するための単なる指導計画に過ぎない場合が多いように感じる。

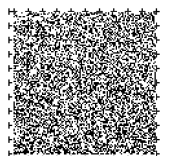
「自閉症スペクトラム」は療育や投薬によって「治る」というものではなく、一生その人の特性としてあるものであり、例えば学校教育のその一時に課題が解決して適応しているように見えたとしても、それは「治った」わけではなく、環境が変わるとまた課題が出てくることがある。だからこそ継続した一貫した支援が大切。知的障害のない方や他害のように問題行動が外に出ない方は、特にその点を忘れられがちで、問題が起きたらそのたびにちぐはぐな対応をされることでこじれるケースが多い。個別指導計画を作成して支援内容を可視化すること、進級進学の際にきちんと引継ぎをし成人後まで一貫した支援をすることがこの子たちには最も必要だということを現場に徹底する必要がある

また、一生持ち続ける特性だからこそ、保護者の障害理解、家庭支援の観点が大切。通級の巡回指導が始まって保護者が関わる場面が減り、通級の持っていたもう一つの大事な役割（「わが子の障害理解」を支援する）が薄くならざるを得なくなっているのも懸念される。個別指導計画の作成、更新時は保護者と十分なコミュニケーションを取り、意識共有する必要がある。

#### 5. 特別支援学校、特別支援学級、通常学級の教員への研修・支援体制について

①特別支援学校教諭免許状保有率は、現状では特別支援学校教員が 65.3%、特別支援学級担任は小学校が 29.9%、中学校が 20.9%。特に区市町村立小・中学校教員の専門性向上は大きな課題。机上の研修のみならず、実際に見る・知る・体験する研修が重要。知的障害・発達障害の疑似体験プログラムや、発達障害当事者等を講師とする研修の実施などにより、障害特性への理解と専門性の向上に取り組む必要がある。

②教員への支援として、特別支援学校のセンター機能の活用や、療育経験のある臨床心理士の巡回指導、特別支援学校の外部専門家に発達障害の特性について理解のある専門家や療育指導の専門家を活用する等、日々の指導に直結するアドバイスを受けられる体制の更なる整備が必要。



## 6. 特別支援学校高等部の教育の充実について

①東京都特別支援教育推進計画（第二期）の政策目標では、10年後の知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率が55%以上とされている。現在も高等部では企業就労が大きな目標となり、それに向けての教育が中心となっているように見受けられる。生徒を社会に合わせようとするのではなく、生徒本人がありのままいきいきと生きる力をつけることができる教育の充実が必要。

②高等部では知的障害が軽度の生徒が増えて障害の幅が広くなり、重度の生徒に対する教育がおざなりになっていると感じている保護者が少なくない。重度重複学級の適正な配置と共に、普通学級に在籍する重度の生徒も充実した高等部生活を送ることができるよう、学校生活支援シートと個別指導計画に基づいた指導を更に充実させる必要がある。

## 7. 特別支援学校高等部における生徒のスクールバス乗車について

→現在、特別支援学校高等部においては、高等部の単独運行等も少しずつ増えてきていますが、引き続き、一人通学が難しい支援が必要な生徒には、スクールバスの乗車を認めるなどの通学支援を行なってください。

## 8. 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について

固定の自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、区市町村に指導する必要がある。

